








長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業などを支援します

鞍手町中小企業 電気・ガス等 価格高騰 対策支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、電気・ガス・油脂燃料の価格高騰の影響を受けている町内の中小企業などを対象に、6か月間の購入額の2割を支援金として交付します。
(上限額 法人50万円・個人15万円)



対象者 	鞍手町内に本社、本店、主たる事業所がある中小企業など ※農業者を含みます。個人・法人は問いません。
対象者の要件 	①令和4年9月以前から事業による収入を得ており、申請後も引き続き事業を継続していること ②町税などの滞納がないこと ③国や県から同様の支援金を受ける対象者でないこと など ※福岡県医療機関等物価高騰対策支援金や福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金などの対象となっている医療機関、介護・福祉サービス事業所などは対象外です。 ※鞍手町施設園芸燃油価格高騰対策補助金の交付を受けている場合は対象外です。
支援金の交付額 	6か月間に購入した電気・ガス・油脂燃料※①代金の合計額(対象経費※②)の2割 【例】 対象経費が330,300円(月平均55,050円)の場合 $330,300 \text{円} \times 20\% = 66,060 \text{円} \approx \boxed{66,000 \text{円}}$ (千円未満切り捨て) ※① 油脂燃料は、ガソリン、重油、軽油、灯油を対象とします。 ※② 対象経費が18万円未満の場合は対象外です。また対象経費からは、消費税、地方消費税を除きます。
支援金の上限額 	法人には最大50万円、個人には最大15万円を交付
対象経費算定期間 	令和3年4月から令和4年9月までの連続する任意の6か月間 ※対象経費が、最も多くなる6か月間を選択できます。
申請方法 	交付申請書(兼請求書)に次の書類を添えて申請してください ①直近の確定申告書の写し(第1表) ②預金通帳の写し(口座名義人、種別、口座番号、金融機関名などが分かるもの) ③誓約書 ④対象経費が確認できるもの(領収書または支払いが確認できる書類の写し) ⑤鞍手町内で現に事業を行っていることが分かるもの(確定申告の納税地が鞍手町外である場合) ※自家用と事業用の経費が一つの領収書に記載されている場合は、家事按分が必要です。 ※詳しい申請方法は、スマートフォンなどから確認できます。(右上のQRコード) ※申請書類は、鞍手町役場地域振興課または鞍手町商工会に備えています。また、鞍手町のホームページからダウンロードできます。URL https://www.town.kurate.lg.jp/
申請期間 	令和4年12月1日(木) から令和5年2月28日(火) まで



申請先
■
問い合わせ

申請先は、鞍手町役場地域振興課です。詳しいことは、お問い合わせください。




鞍手町役場 地域振興課商工振興係

申請期限
令和5年
2月28日
(火)まで

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている世帯を支援します

住民税非課税世帯等に対する 価格高騰 緊急支援給付金

価格高騰による家計への影響が特に大きい
低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に支給します。
(1世帯あたり5万円)

対象者 	<p>①非課税世帯 令和4年9月30日において鞍手町に住民登録があり、世帯全員分の令和4年度住民税が非課税の世帯</p> <p>②家計急変世帯 非課税世帯以外の世帯で、申請時点において鞍手町に住民登録があり、令和4年1月以降予期せず収入が減少し、世帯全員の収入が住民税非課税相当の収入となった世帯 ※ 非課税世帯及び家計急変世帯について、住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯には支給できません。 ※ 下記「住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金」の給付を受けている場合は対象外です。</p>
支給額 	1世帯あたり5万円を支給
申請方法 	<p>①非課税世帯の人 確認書は発送済みです。必要事項を記入して確認書を返送してください。</p> <p>②家計急変世帯 申請書の提出が必要です。申請書はホームページからダウンロードできます。 ※ 世帯全員が非課税相当の収入となる必要があります。</p>




申請期限
 令和5年
1月31日
 (火)まで

申請先・問い合わせ

鞍手町役場 福祉人権課福祉係

住民税均等割のみ課税世帯に対する 物価高騰 重点支援給付金

物価高騰の影響を受けている
住民税均等割のみ課税世帯を支援します
(1世帯あたり5万円)

対象者 	<p>令和4年度「住民税が均等割のみ課税」の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世帯の全員が住民税課税されている他の親族等から扶養されていないこと ●世帯に住民税課税となる所得があるのに未申告である人がいないこと <p>※ 令和4年1月2日以降に転入された人で、要件を満たしている世帯は支給対象となります。世帯全員の令和4年度所得課税証明書が必要になります。</p>
支給額 	1世帯あたり5万円を支給
申請方法 	申請書は発送済みです。必要事項を記入のうえ、申請書を返送してください。

申請期限
 令和5年
1月31日
 (火)まで

申請先・問い合わせ

鞍手町役場 税務住民課収納係

他にも国の交付金を利用して以下のような事業を行っています。

保育所等光熱費及び燃料費の
物価高騰対策

町内保育所等に光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分の一部を支援します。

新型コロナワクチン接種事業費

新型コロナウイルスワクチン接種の費用です。接種券の発送状況については、15ページくらしの情報をご確認ください。